

# 令和7年度版 個人タクシー実務必携

道路運送車両法

資料内の色分け

赤色 語群問題の抜き所

青色 ○×問題の関連文章

緑色 令和7年度改定部

## ○道路運送車両法 [抄]

### 第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、道路運送車両に関し、【所有権】についての【公証等】を行い、並びに【安全性の確保】及び【公害の防止】その他の【環境の保全】並びに【整備】についての【技術の向上】を図り、併せて自動車の【整備事業】の【健全な発達】に資することにより、【公共の福祉】を【増進】することを【目的】とする。

### 05 道路運送車両法 0010

### 第2章 自動車の登録等

(自動車登録番号標の封印等)

第11条 自動車の【所有者】は、前条の規定により【自動車登録番号】の通知を受けたときは、当該番号を記載した【自動車登録番号標】を【国土交通大臣】又は第25条の【自動車登録番号標】交付代行者から交付を受け、国土交通省令で定めるところによりこれを当該自動車に取り付けた上、【国土交通大臣】(政令で定める離島にあっては、【国土交通大臣】又は政令で定める市町村の長。以下この条(次項第3号及び第3項を除く。)において同じ。)又は第28条の3第1項の規定による委託を受けた者(以下この条において「封印取付受託者」という。)の行う【封印の取付け】を受けなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。この場合において必要となる自動車登録番号標又は封印の取り外しは、国土交通大臣又は封印取付受託者が行うものとする。

一 【自動車登録番号標】が【滅失】し、【毀損】し、又は第39条第2項の規定に基づく【国土交通省令】で定める様式に【適合】しなくなったとき。

二 【自動車登録番号標】に記載された【自動車登録番号】の【識別が困難】となったとき。

三 次項の規定により国土交通大臣が自動車登録番号標の交換を認めたとき。

3 国土交通大臣は、自動車の所有者から当該自動車に係る自動車登録番号標の交換の申請があったときは、これを認めるものとする。

4 自動車の【所有者】は、当該自動車に係る【自動車登録番号標】に取り付けられた【封印】が【滅失】し、又は【毀損】したとき(次項ただし書の国土交通省令で定める【やむを得ない事由】に該当して取り外したときを除く。)は、【国土交通大臣】又は封印取付受託者の行う【封印の取付け】を受けなければならない。

5 何人も、【国土交通大臣】若しくは【封印】取付受託者が取付けをした【封印】又はこれらの者が【封印の取付け】をした【自動車登録番号標】は、これを取り外してはならない。ただし、【整備】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定める【やむを得ない】

事由】に該当するときは、この限りでない。

6 前項ただし書の場合において、当該自動車の【所有者】は、同項ただし書の【国土交通省令】で定める【やむを得ない事由】に該当しなくなったときは、【封印】のみを取り外した場合にあっては【国土交通大臣】又は【封印】取付受託者の行う【封印の取付け】を受け、【封印の取付け】をした【自動車登録番号標】を取り外した場合にあっては【国土交通省令】で定めるところにより当該【自動車登録番号標】を当該自動車に取り付けた上で【国土交通大臣】又は【封印取付】受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。

05 道路運送車両法 0020

(変更登録)

第 12 条 自動車の【所有者】は、登録されている【型式】、【車台番号】、原動機の【型式】、【所有者】の【氏名若しくは名称】若しくは【住所】又は【使用の本拠】の位置に変更があったときは、その事由があった日から【15 日以内】に、【国土交通大臣】の行う【変更登録】の申請をしなければならない。ただし、次条の規定による【移転登録】又は第 15 条の規定による【永久抹消登録】の申請をすべき場合は、この限りでない。

2 前項の申請をすべき事由により第 67 条第 1 項の規定による【自動車検査証】の変更記録の申請をすべきときは、これらの申請は、同時にしなければならない。

3 第 1 項の変更登録のうち、車台番号又は原動機の型式の変更に係るものについては、第 8 条（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定を、その他の変更に係るものについては、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

4 第 10 条の規定は、変更登録をした場合について準用する。

05 道路運送車両法 0030

(移転登録)

第 13 条 【新規登録】を受けた自動車（以下「登録自動車」という。）について【所有者】の変更があったときは、【新所有者】は、その【事由】があった日から【15 日以内】に、【国土交通大臣】の行う【移転登録】の申請をしなければならない。

2 【国土交通大臣】は、前項の申請を受理したときは、第 8 条第 1 号若しくは第 4 号に該当する場合又は当該自動車に係る【自動車検査証】が【有効】なものでない場合を除き、【移転登録】をしなければならない。

3 前条第 2 項の規定は、第 1 項の申請について準用する。

4 第 10 条の規定は、【移転登録】をした場合について準用する。

05 道路運送車両法 0040

(永久抹消登録)

第 15 条 登録自動車の【所有者】は、次に掲げる場合には、【その事由があった日】(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、使用済自動車の再資源化等に関する法律による情報管理センター(以下単に「情報管理センター」という。)に当該自動車が同法の規定に基づき【適正に解体】された旨の報告がされたことを証する記録として政令で定める記録(以下「解体報告記録」という。)がなされたことを知った日)から【15日以内】に、【永久抹消登録】の申請をしなければならない。

一 登録自動車が【滅失】し、【解体】し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を【廃止】したとき。

二 当該自動車の車台が当該自動車の【新規登録の際】存したものでなくなったとき。

2 引取業者(使用済自動車の再資源化等に関する法律による引取業者をいう。第 100 条第 1 項第 3 号において同じ。)は、同法の規定に基づきその取扱いに係る登録自動車の解体報告記録がなされたことを確認し、これを確認したときは、自らが当該自動車の所有者である場合を除き、その旨を当該自動車の所有者に通知するものとする。

3 登録自動車の【所有者】は、使用済自動車の解体に係る第 1 項の申請をするときは、同項の解体報告記録がなされた日及び車台番号その他の当該解体報告記録が当該自動車に係るものであることを特定するために必要な事項として国土交通省令で定める事項を明らかにしなければならない。

4 第 1 項の場合において、登録自動車の【所有者】が【永久抹消登録】の申請をしないときは、【国土交通大臣】は、その定める【7 日以上】の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

5 【国土交通大臣】は、前項の催告をした場合において、登録自動車の【所有者】が【正当な理由】がないのに【永久抹消登録】の申請をしないときは、【永久抹消登録】をし、その旨を【所有者】に通知しなければならない。

05 道路運送車両法 0050

(自動車登録番号標の表示の義務)

第 19 条 自動車は、第 11 条第 1 項(同条第 2 項及び第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣又は第 25 条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省が定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

05 道路運送車両法 0060

(自動車登録番号標の廃棄等)

第 20 条 登録自動車の【所有者】は、次の各号のいずれかに該当するときは、【遅滞なく】、当該【自動車登録番号標】及び【封印】を【取り外し】、国土交通省令で定める方法により、これを【破壊】し、若しくは【廃棄】し、又は【国土交通大臣】若しくは第 25 条の【自動車登録番号標】交付代行者に【返納】しなければならない。

一 第 14 条第 2 項において準用する第 10 条の規定により自動車登録番号の通知を受けたとき。

二 第 15 条第 1 項の申請に基づく【永久抹消登録】、第 15 条の 2 第 1 項の申請に基づく輸出抹消仮登録又は第 16 条第 1 項の申請に基づく【一時抹消登録】を受けたとき。

三 第 15 条第 5 項の規定により【永久抹消登録】のあった旨の通知を受けたとき。

2 登録自動車の【所有者】は、当該自動車の【使用者】が第 69 条第 2 項の規定により【自動車検査証】を【返納】したときは、遅滞なく、当該【自動車登録番号標】及び【封印】を取りはずし、【自動車登録番号標】について【国土交通大臣】の【領置】を受けなければならない。

3 前項の自動車の【使用者】が第 69 条第 3 項の規定により【自動車検査証】の【返付】を受けたときは、【国土交通大臣】は、【遅滞なく】、【領置】をした【自動車登録番号標】を【返付】しなければならない。

4 前項の【自動車登録番号標】の【返付】を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより当該【自動車登録番号標】を当該自動車に【取り付け】、【国土交通大臣】の行う【封印の取付け】を受けなければならない。

05 道路運送車両法 0070

### 第 3 章 道路運送車両の保安基準

(自動車の装置)

第 41 条 自動車は、次に掲げる【装置】について、【国土交通省令】で定める【保安上】又は【公害防止】その他の【環境保全上】の【技術基準に適合】するものでなければ、【運行】の用に供してはならない。

- 一 原動機及び動力伝達装置
- 二 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 三 操縦装置
- 四 制動装置
- 五 ばねその他の緩衝装置
- 六 燃料装置及び電気装置
- 七 車枠及び車体
- 八 連結装置

- 九 乗車装置及び物品積載装置
- 十 前面ガラスその他の窓ガラス
- 十一 消音器その他の騒音防止装置
- 十二 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 十三 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- 十四 警音器その他の警報装置
- 十五 方向指示器その他の指示装置
- 十六 後写鏡、窓拭き器その他の視野を確保する装置
- 十七 速度計、走行距離計その他の計器
- 十八 消火器その他の防火装置
- 十九 内圧容器及びその附属装置
- 二十 自動運行装置
- 二十一 その他政令で定める特に必要な自動車の装置

2 前項第 20 号の「自動運行装置」とは、プログラム（電子計算機（入出力装置を含む。この項及び第 99 条の 3 第 1 項第 1 号を除き、以下同じ。）に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であって、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるものをいう。

※ 1 項「国土交通省令」＝道路運送車両の保安基準第 29 条・第 43 条の 2.第 43 条の 3.第 43 条の 4. 第 50 条

05 道路運送車両法 0080

（乗車定員又は最大積載量）

第 42 条 自動車は、【乗車定員】又は【最大積載量】について、【国土交通省令】で定める【保安上】又は【公害防止】その他の【環境保全上】の【技術基準】に【適合】するものでなければ、【運行】の用に供してはならない。

05 道路運送車両法 0090

## 第4章 道路運送車両の点検及び整備

(使用者の点検及び整備の義務)

第47条 自動車の【使用者】は、自動車の【点検】をし、及び必要に応じ【整備】をすることにより、当該自動車を【保安基準】に【適合】するように【維持】しなければならない。

### 05 道路運送車両法 0100

(日常点検整備)

第47条の2 自動車の【使用者】は、自動車の【走行距離】、運行時の【状態等】から【判断】した【適切な時期】に、【国土交通省令】で定める【技術上の基準】により、【灯火装置】の【点灯】、【制動装置】の作動その他の【日常的に点検】すべき事項について、【目視等】により自動車を点検しなければならない。

2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の【使用者】又はこれらの自動車を【運行する者】は、前項の規定にかかわらず、【1日1回】、その運行の【開始前】において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 自動車の【使用者】は、前2項の規定による【点検】の結果、当該自動車が【保安基準】に【適合】しなくなるおそれがある【状態】又は【適合】しない【状態】にあるときは、【保安基準】に【適合】しなくなるおそれをなくするため、又は【保安基準】に【適合】させるために当該自動車について【必要な整備】をしなければならない。

※ 1項「国土交通省令」=自動車点検基準第1条、別表第1

### 05 道路運送車両法 0110

(定期点検整備)

第48条 自動車 (小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。) の【使用者】は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる【期間】ごとに、点検の【時期】及び自動車の【種別】、【用途】等に応じ【国土交通省令】で定める【技術上の基準】により自動車を点検しなければならない。

一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量 8 トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 **【3月】**

二 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車 (国土交通省令で定めるものを除く。)、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 (前号に掲げる自家用自動車を除く。) **6月**

三 前2号に掲げる自動車以外の自動車 **1年**

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

※ 1 項「国土交通省令」＝自動車点検基準第 2 条

05 道路運送車両法 0120

(点検整備記録簿)

第 49 条 自動車の【使用者】は、【点検整備記録簿】を当該自動車に【備え置き】、当該自動車について前条の規定により【点検又は整備】をしたときは、【遅滞なく】、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 点検の【年月日】
- 二 点検の【結果】
- 三 整備の【概要】
- 四 整備を完了した【年月日】
- 五 その他【国土交通省令】で定める事項

2 自動車（第 58 条第 1 項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）の【使用者】は、当該自動車について特定整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置（第 41 条第 2 項に規定する自動運行装置をいう。第 99 条の 3 第 1 項第 1 号において同じ。）を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造（同号に掲げる行為を除く。）であって国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）をしたときは、【遅滞なく】、前項の【点検整備記録簿】に同項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を【記載】しなければならない。ただし、前条第 2 項において準用する第 47 条の 2 第 3 項の規定による必要な整備として当該特定整備をしたとき及び第 78 条第 4 項に規定する自動車特定整備事業者が当該特定整備を実施したときは、この限りでない。

3 【点検整備記録簿】の保存期間は、国土交通省令で定める。

※ 1 項「国土交通省令」＝自動車点検基準第 4 条第 1 項、3 項「国土交通省令」＝自動車点検基準第 4 条第 2 項

05 道路運送車両法 0130

(整備命令等)

第 54 条 【地方運輸局長】は、自動車が【保安基準】に【適合】しなくなるおそれがある状態又は【適合】しない【状態】にあるとき（次条第 1 項に規定するときを除く。）は、当該自動車の【使用者】に対し、【保安基準】に【適合】しなくなるおそれをなくするため、又は【保安基準】に【適合】させるために【必要】な【整備】を行うべきことを【命ずる】ことができる。この場合において、【地方運輸局長】は、【保安基準】に【適合】しない状態にある当該自動車の【使用者】に対し、当該自動車が【保安基準】に【適合】するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の【使用の方法】又は【経路の制限】その他の【保安上】又は【公害防止】その他の【環境保全上】必要な【指示】をすることができる。

2 【地方運輸局長】は、自動車の【使用者】が前項の規定による【命令】又は【指示】に従わない場合において、当該自動車が【保安基準】に【適合】しない【状態】にあるときは、当該自動車の【使用を停止】することができる。

3 地方運輸局長は、前項の処分に係る自動車が保安基準に適合するに至ったときは、直ちに同項の処分を取り消さなければならない。

4 地方運輸局長は、第1項の規定により整備を命ずる場合において、当該保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態が、劣化又は摩耗により生ずる状態であって国土交通省令で定めるものであり、かつ、当該自動車について、点検整備記録簿の有無及び記載内容その他の事項を確認した結果第48条第1項の規定による点検で国土交通省令で定めるものが行われていないことが判明したときは、当該自動車の使用者に対し、当該点検（第1項の規定により整備を命ずる部分に係るものを除く。）をし、及び必要に応じ整備をすべきことを勧告することができる。

#### 05 道路運送車両法 0140

（自動車の点検及び整備に関する手引）

第57条 【国土交通大臣】は、自動車を【使用】し、又は【運行する者】が、自動車の【点検及び整備】の【実施の方法】を【容易に理解】することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする【手引】を作成し、これを【公表】するものとする。

一 第47条の2第1項及び第2項並びに第48条第1項の規定による【点検の実施の方法】

二 前号に規定する【点検の結果】必要となる【整備の実施の方法】

三 第2号に掲げるもののほか、【点検及び整備】に関し必要な事項

#### 音声 05 道路運送車両法 0150

### 第5章 道路運送車両の検査等

（自動車の検査及び自動車検査証）

第58条 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、【国土交通大臣】の行う【検査】を受け、【有効】な【自動車検査証】の【交付】を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他【国土交通省令】で定める【事項が記載】され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項（以下「自動車検査証記録事項」という。）が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により記録されたカード（第59条第1項に規定する検査対象軽自動車の自動車検査証にあっては、自動車検査証記録事項が記載された書面）とする。

3 自動車検査証（第59条第1項に規定する検査対象軽自動車の自動車検査証を除く。）は、

特定の自動車を識別して行う事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であって国土交通省令で定めるものが、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査証の自動車検査証記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該事務を処理するために必要な事項を記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、自動車検査証記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の自動車検査証記録事項の安全管理を図るため必要なものとして国土交通大臣が定める基準に従って自動車検査証を取り扱わなければならない。

#### 05 道路運送車両法 0160

(自動車検査証の有効期間)

第 61 条 【自動車検査証】の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては【1年】、その他の自動車にあつては2年とする。

2 次の各号に掲げる自動車について、初めて前条第 1 項又は第 71 条第 4 項の規定により自動車検査証を交付する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一前項の規定により自動車検査証の有効期間を 1 年とされる自動車のうち車両総重量 8 トン未満の貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であるもの 2 年

二 前項の規定により自動車検査証の有効期間を 2 年とされる自動車のうち自家用乗用自動車（人の運送の用に供する自家用自動車であつて、国土交通省令で定めるものを除く。）及び二輪の小型自動車であるもの 3 年

3 国土交通大臣は、前条第 1 項、第 62 条第 2 項（第 63 条第 3 項及び第 67 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 71 条第 4 項の規定により自動車検査証を交付し、又は返付する場合において、当該自動車が第 1 項又は前項の有効期間を【経過】しない前に【保安基準】に【適合】しなくなるおそれがあると認めるときは、第 1 項又は前項の【有効期間】を【短縮】することができる。

4 第 70 条の規定により【自動車検査証】の再交付をする場合にあつては、新たに交付する【自動車検査証】の有効期間は、従前の【自動車検査証】の有効期間の【残存期間】とする。

#### 05 道路運送車両法 0170

(継続検査)

第 62 条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、【自動車検査証】の有効期間の【満了後】も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を【提示】して、【国土交通大臣】の行う継続検査を受けなければならない

らない。この場合において、当該自動車の【使用者】は、当該【自動車検査証】を【国土交通大臣】に【提出】しなければならない。

2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記録して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

3 第 59 条第 3 項の規定は、継続検査について準用する。

4 次条第 2 項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、継続検査を受けることができない。

5 自動車の使用者は、継続検査を申請しようとする場合において、第 67 条第 1 項の規定による自動車検査証の変更記録の申請をすべき事由があるときは、あらかじめ、その申請をしなければならない。

#### 05 道路運送車両法 0180

(自動車検査証の備付け等)

第 66 条 自動車は、【自動車検査証】を備え付け、かつ、【国土交通省令】で定めるところにより【検査標章】を【表示】しなければならない。

2 国土交通大臣は、次の場合には、使用者に検査標章を交付しなければならない。

一 第 60 条第 1 項又は第 71 条第 4 項の規定により自動車検査証を交付するとき。

二 第 62 条第 2 項（第 63 条第 3 項及び次条第 4 項において準用する場合を含む。）

の規定により自動車検査証に有効期間を記録して、これを返付するとき。

3 検査標章には、国土交通省令で定めるところにより、その交付の際の当該自動車検査証の有効期間の満了する時期を表示するものとする。

4 【検査標章】の有効期間は、その交付の際の当該自動車の【自動車検査証】の有効期間と【同一】とする。

5 検査標章は、当該自動車検査証がその効力を失ったとき、又は継続検査、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返付を受けることができなかったときは、当該自動車に表示してはならない。

#### 05 道路運送車両法 0190

(自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査)

第 67 条 自動車の【使用者】は、【自動車検査証】の【記録事項】について変更があったときは、その事由があった日から【15 日以内】に、当該変更について、【国土交通大臣】が行う【自動車検査証】の【変更記録】を受けなければならない。ただし、その効力を失っている【自動車検査証】については、これに【記入】を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

2 前項の規定は、行政区画又は土地の名称の変更により、自動車の【使用者】若しくは【所有者】の住所又は自動車の【使用の本拠】の位置についての自動車検査証記録事項の変更があった場合については、適用しない。

3 国土交通大臣は、第1項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない。

4 第59条第3項及び第62条第2項の規定は、構造等変更検査について準用する。

05 道路運送車両法 0200

(自動車検査証の返納等)

第69条 自動車の【使用者】は、当該自動車について次に掲げる事由があったときは、その事由があった日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知った日)から【15日以内】に、当該【自動車検査証】を【国土交通大臣】に【返納】しなければならない。

一 当該自動車が【滅失】し、【解体】し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を【廃止】したとき。

二 当該自動車の【車台】が当該自動車の【新規登録の際】(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、車両番号の指定の際)存したものでなくなったとき。

三 当該自動車について第15条の2第1項の申請に基づく【輸出抹消仮登録】又は第16条第1項の申請に基づく【一時抹消登録】があったとき。

四 当該自動車について次条第3項の規定による届出に基づく輸出予定届出証明書の交付がされたとき。

2 第54条第2項又は第54条の2第6項の規定により自動車の【使用の停止】を命ぜられた者は、【遅滞なく】、当該【自動車検査証】を【国土交通大臣】に【返納】しなければならない。

3 国土交通大臣は、第54条第3項の規定により使用の停止の取消をしたとき又は第54条の2第6項の規定による自動車の使用の停止の期間が満了し、かつ、当該自動車が保安基準に適合するに至ったときは、返納を受けた自動車検査証を返付しなければならない。

4 車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者は、当該自動車を運行の用に供することをやめたときは、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納して自動車検査証返納証明書の交付を受けることができる。

05 道路運送車両法 0210

(再交付)

第 70 条 自動車又は検査対象外軽自動車の【使用者】は、【自動車検査証】若しくは【検査標章】、又は【臨時検査合格標章】が【滅失】し、【き損し】、又はその【識別が困難】となった場合その他【国土交通省令】で定める場合には、その【再交付】を受けることができる。

音声 05 道路運送車両法 0220